

提供年月日	令和8年1月21日
担当部課	健康福祉部こども家庭局こども課
担当者	松岡、井垣
連絡先電話番号	077-587-6052

## 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の概要について

### 1. 制度の概要

「こども誰でも通園制度(以下、誰通)」とは、保育所等において、満3歳未満のこども(保育所等利用児除く)に適切な遊び 及び 生活の場を与えるとともに、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

この制度を利用することで、こどもは、家庭とは異なる経験を積む機会が得られ、年齢の近いこどものかかわりにより、成長発達に資する豊かな経験を積むことができます。また、保護者にとって、専門的な知識や技術を持つ人とかかわることにより、孤立感、不安感の解消につながるとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ自分の時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります。

令和8年度からは新たな給付制度(乳児等のための支援給付)が創設され、全国の自治体で実施しなければならないため、令和7年度中に制度設計等を行っています。

本市においては、待機児童対策も行いつつ、誰通を行うこととなるため、保育士等の配置をより考慮したかたちで事業を行います。

### 2. 市での実施内容

実施施設	三上こども園
利用対象 ※1	0歳6ヶ月から満3歳未満(誕生日の前々日まで)で保育所等に通っていないこども
受け入れ可能時間	毎週月曜日～金曜日、午前・午後の2部体制 (午前:9時～12時、午後:1時30分～4時30分、 食事・おやつの提供なし)
利用時間	月10時間まで
利用料	1時間あたり300円
利用方法	総合支援システムを利用 ※2 ①ポータルサイト(専用サイトやぴったりサービス)や市の窓口にて、 利用者(保護者)が利用申請 ②市が利用認定を行い、システム利用のアカウントを発行 ③利用者と園が面談を実施。 ④実施施設で予約の調整を行い、利用開始
実施方法	一般型(余裕活用型は実施しない)
親子通園	可能とするが、利用時間の半分までを上限の目安とする。

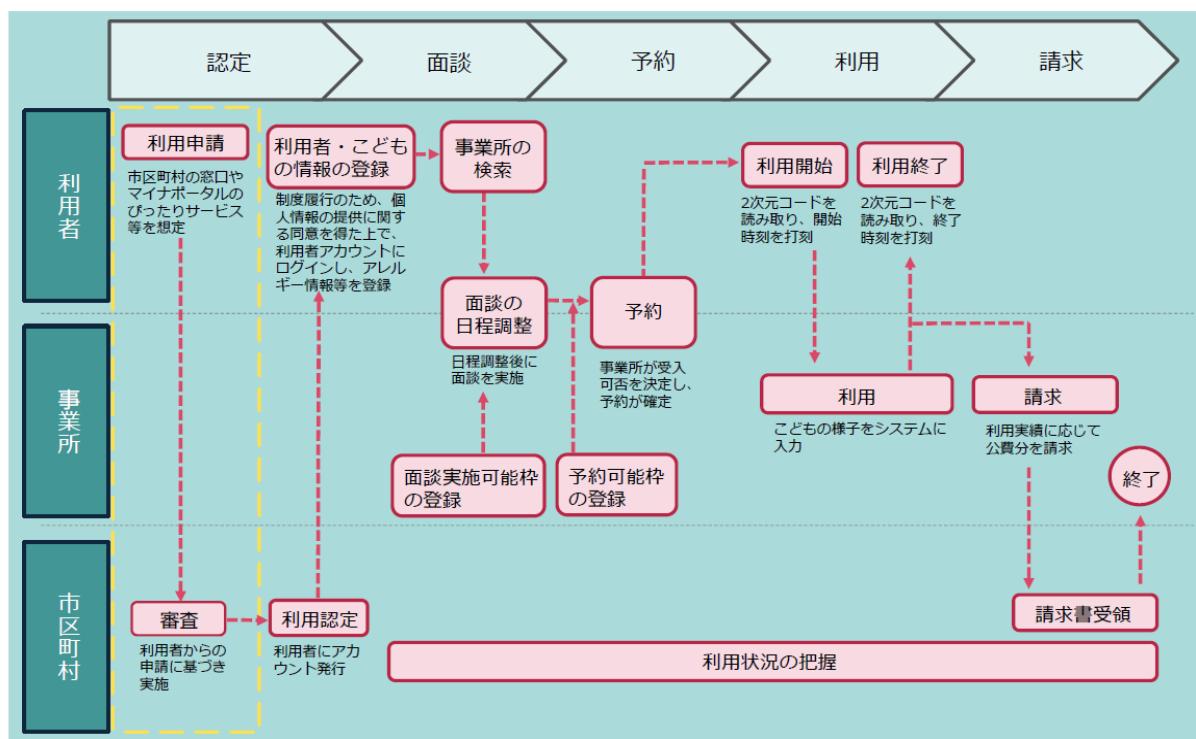
キャンセル料	なし
特別な配慮が必要なこどもへの対応	初回相談の際に、現行の保育士等の配置で対応できるならば受け入れる。場合によっては、親子通園で対応する。

### ※1 対象となる子ども



(令和7年7月18日 こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会資料より引用)

### ※2 総合支援システムのイメージ



(令和7年7月18日 こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会資料より引用)